

補助事業のご案内

～雲仙市耕作放棄地再生事業～

(光り輝く雲仙力アップ事業補助金)

耕作放棄地の解消をお考えの皆さまへ

耕作放棄地再生解消に対する市の補助事業についてご紹介します。

○耕作放棄地再生事業（光り輝く雲仙力アップ事業補助金）

(1) 採択要件（以下の要件を全て満たす必要があります。）

- ①農業者であること。
- ②解消再生する耕作放棄地は、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載があること。
- ③自己所有の農地又は農業委員会又は農地中間管理機構を通じて利用権が設定された農地であること。（ヤミ小作は対象外）
- ④解消面積は5a以上であること。
- ⑤解消再生した農地は、事業完了後も引き続き耕作すること。

※再生された農地に対する補助金の交付は初年度1回限りです。

※再生事業を取り組む前に相談ください。

(取り組まれた後にご相談されても本事業の対象にはなりません。)

(2) 対象経費

耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び
初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）

(3) 補助金額

解消事業に要する経費の2分の1以内。

(補助上限額は、10aあたり15万円で算出した額)

(4) 補助金申請に必要な書類

- ①交付申請書類（様式は市HP、市役所農林課及び各総合支所にあります。）
- ②耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び
初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）の見積書
- ③耕作放棄地解消前の写真

(5) 提出先

雲仙市役所農林課又は各総合支所地域振興課

○事業活用事例

- (1) 年度内に耕作放棄地を整地（機械借上料及び請負費）し、作付けを実施
→農地整地費用及び初回作付け費用に対して補助金を交付
- (2) 年度内に耕作放棄地を整地（機械借上料及び請負費）し、翌年度に作付け
→年度内に完了した農地整地費用に対して補助金を交付
(翌年度の作付け費用は補助対象外)



(before)



(after)

【問い合わせ】

住所 : 雲仙市吾妻町牛口名714

担当課 : 雲仙市農林課

TEL : 0957-38-3111



発行日 : 令和4年3月